

履修証明プログラム規程

第 1 条(趣旨)

この規程は、学校教育法第 105 条、学校教育法施行規則第 164 条その他関係法令及び東京女子医科大学学則に基づき、東京女子医科大学(以下「本学」という。)における履修証明プログラムの編成及び実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条(目的)

履修証明プログラムは、主として社会人その他本学の学生以外の者を対象として、職業上又は実際生活上必要な体系的な知識、技術及び能力の習得に資することを目的として実施するものとする。

2 本学の学生が受講することを妨げない。ただし、当該履修証明プログラムにおいて受講対象を限定する場合は、この限りでない。

第 3 条(定義)

この規程において「履修証明プログラム」とは、本学が開設する学校教育法第 105 条に規定する特別の課程であって、その修了者に対し履修証明書を交付するものをいう。

第 4 条(編成主体)

履修証明プログラムは、本学の学部、研究科、研究所その他の教育研究組織(以下「実施部局」という。)が編成し、実施するものとする。

2 複数の教育研究組織が共同して編成し、実施する場合は、代表となる実施部局を定めるものとする。

第 5 条(編成要件)

履修証明プログラムは、本学が開設する講習、授業科目又はこれらの一部により、一定の教育計画の下に体系的に編成するものとする。

2 履修証明プログラムの総時間数は、60 時間以上とする。

3 講習又は授業の方法は、対面、遠隔、オンデマンドその他本学が適当と認める方法によることができる。

4 履修証明プログラムの授業又は講習は、本学の教員が担当する。ただし、必要がある場合は、学外の者にその一部を委嘱することができる。

第 6 条(開設承認)

履修証明プログラムを開設しようとする実施部局の長は、当該部局の所定の手続を経た上で、次に掲げる事項を記載した履修証明プログラム編成計画書を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 対象者
- (4) 総時間数
- (5) 履修資格

- (6) 募集人員
- (7) 内容及び教育方法
- (8) 選考方法
- (9) 成績評価又は到達度確認の方法
- (10) 修了要件
- (11) 受講料その他必要な費用
- (12) 実施期間
- (13) 実施体制
- (14) その他学長が必要と認める事項

2 前項の承認を受けた事項に重要な変更が生じる場合も、前項と同様とする。

第7条(公表)

学長は、前条の承認をしたときは、当該履修証明プログラムの名称、目的、対象者、総時間数、内容及び教育方法、履修資格、募集人員、選考方法、成績評価又は到達度確認の方法、修了要件、受講料その他必要な事項を、募集要項等によりあらかじめ公表するものとする。

第8条(履修資格)

履修資格は、当該履修証明プログラムごとに定める。

第9条(履修申請及び履修許可)

履修を希望する者は、当該履修証明プログラムごとに定める手続に従い、願書その他必要書類を提出しなければならない。

2 実施部局の長は、前項の申請について、履修資格その他当該履修証明プログラムごとに定める選考基準に基づき審査の上、履修の可否を決定し、申請者に通知する。

第10条(受講料)

履修の許可を受けた者は、所定の期日までに、所定の受講料その他必要な費用を納付しなければならない。

2 受講料の額、納付方法及び返還の取扱いは、当該履修証明プログラムごとに定め、募集要項等によりあらかじめ公表するものとする。

第11条(履修記録の管理)

実施部局の長は、履修者の出席状況、学修状況、課題提出、成績評価その他教務に関する記録を作成し、適切に管理しなければならない。

2 遠隔授業又はオンデマンド授業を実施する場合は、学修履歴を確認することができる方法により管理するものとする。

第12条(修了要件)

修了要件は、当該履修証明プログラムごとに定め、募集要項等によりあらかじめ公表するものとする。

2 修了要件には、総時間数の履修、出席要件の充足、課題、試験、レポート、実習評価、成果発表その他成績評価又は到達度確認に関する事項を含めることができる。

第13条(修了認定)

実施部局の長は、修了要件を満たした履修者について、当該部局の所定の手続を経た上で、学長に修了認定を申請するものとする。

2 学長は、前項の申請に基づき、修了要件を満たした者について修了を認定する。

第 14 条(履修証明書の交付)

学長は、前条の規定により修了を認定された者に対し、履修証明書を交付する。

2 履修証明書の様式及び記載事項は、学長が別に定める。

第 15 条(庶務)

履修証明プログラムに関する庶務は、学務課および実施部局が処理する。

第 16 条(雑則)

この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は、学長が定める。

第17条(改廃)

本規程の改廃は、稟議決裁規程に基づき、法人運営会議又は理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、令和 8 年9月 1 日から施行する。